

2 - 1 課税状況

( 1 ) 申告及び処理の状況

区 分	人 員	総所得金額等	申告納税額等	所 得			
				営 業 所 得 者			農
				人員	総所得金額等	申告納税額	人員
	人	千円	千円	人	千円	千円	人
平成7年度	278,715	1,445,328,250	96,819,759	67,293	192,566,489	9,756,787	19,891
8	279,225	1,490,303,570	98,123,753	67,117	197,716,536	10,375,578	15,624
9	284,445	1,451,360,543	92,858,387	63,684	182,426,258	10,380,530	14,240
10	208,303	1,248,115,863	77,913,912	38,334	128,263,864	6,766,386	14,155
11	266,276	1,332,667,962	70,845,871	54,423	156,602,995	7,351,955	17,601
12	257,687	1,300,534,622	68,187,114	51,951	146,251,550	6,659,160	15,344
確定申告	257,595	1,300,017,490	68,157,455	51,939	146,227,660	6,657,610	15,338
修正申告	92	519,524	30,544	12	23,890	1,550	6
決定・増額更正	-	-	-	-	-	-	-
減額更正	-	-	-	-	-	-	-
更正請求	-	2,392	885	-	-	-	-
異議申立決定等	-	-	-	-	-	-	-
計	実 257,687	1,300,534,622	68,187,114	実 51,951	146,251,550	6,659,160	実 15,344
法第103条による税額	1,042	-	344,404	調査対象等：平成12年分の申告所得税の納税者について、平成13年3月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を示したものである。			
合計	258,729	-	68,531,518				
過少申告加算税	-	-	-	(注) 1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。 2 加算税の「人員」欄は延人員を掲げ、内書は加算税の全額が異動したものを掲げた。			
無申告加算税	内5 5	-	431				
重加算税	-	-	-				
納税額総計	-	-	68,531,949				

( 2 ) 既往年分の課税状況

区 分	平成11年分			平成10年以前分			人 員	
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等		
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	
申告又は処理による増減差額	内 10,174	45,686,464	2,823,467	内 4,128	88,845,784	2,773,176	内 14,302	
	21,236			内 10,430			31,666	
加算税の増減差額	内 5,820	-	148,129	内 4,609	-	160,880	内 10,429	
	加算税			5,842			内 4,676	10,518
	無申告			内 3,506			内 1,620	5,126
	加算税			3,529			1,652	5,181
	重加算税			内 288			内 878	1,166
	289	-	67,527	内 894	-	270,606	内 1,183	
計	内 9,614	-	300,241	内 7,107	-	484,633	内 16,721	
	9,660			7,222			16,882	
合計	-	-	3,123,708	-	-	3,257,809	-	

調査対象等：平成11年分以前の申告所得税の納税者について、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を示したものである。

(注) 「人員」欄はそれぞれ延人員を示し、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを示した。

者 別 内 訳								区 分
業 所 得 者		そ の 他 事 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			
総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額	
千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
92,169,700	4,163,319	16,566	120,498,689	15,333,637	174,965	1,040,093,372	67,566,016	平成7年度
69,660,850	2,905,157	16,852	122,627,714	15,602,672	179,632	1,100,298,470	69,240,346	8
69,261,505	3,664,473	18,419	123,945,469	15,103,389	188,102	1,075,727,311	63,709,995	9
80,188,897	4,381,371	11,663	101,697,420	13,029,367	144,151	937,965,682	53,736,788	10
93,134,732	4,406,441	17,247	118,648,538	11,792,216	177,005	964,281,697	47,295,258	11
88,611,284	4,446,827	16,238	111,683,274	11,432,763	174,154	953,988,514	45,648,364	12
88,540,241	4,434,594	16,235	111,668,443	11,432,303	174,083	953,581,146	45,632,948	確定申告
71,043	12,233	3	17,223	1,345	71	407,368	15,416	修正申告
-	-	-	-	-	-	-	-	決定・増額更正
-	-	-	-	-	-	-	-	減額更正
-	-	-	2,392	885	-	-	-	更正請求
-	-	-	-	-	-	-	-	異議申立決定等
88,611,284	4,446,827	実 16,238	111,683,274	11,432,763	実 174,154	953,988,514	45,648,364	計

用語の説明：1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。

2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。

3 更正請求とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。

4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。

5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

（1）過少申告加算税.....期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

（2）無申告加算税.....申告が期限後になった場合に課されるもの

（3）重加算税.....所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

### （3） 免除状況

計		区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
総所得金額等	申告納税額等				
千円	千円		人	千円	千円
134,532,248	5,596,643	租税特別措置法第25条《肉用牛の売却による農業所得の免税》の規定によるもの	4,938	9,206,664	2,039,289
-	309,009	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条《所得税の軽減免除》の規定によるもの	2	7,550	385
-	137,758	合 計	4,940	9,214,214	2,039,674

調査対象等：平成12年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除（軽減又は免除により納付税額がなくなった者を含む。）された者の実績を平成13年3月31日現在で示したものである。